

林業普及指導事業交付金（継続）

【平成24年度概算決定額 3 6 3 , 1 1 3 (4 4 3 , 4 5 9) 千円】

事業のポイント

高度な技術・知識をもつ林業普及指導員が、森林整備の担い手である森林所有者等の育成・確保、国民参加の森林づくり、地球温暖化防止への取組の加速などに対する支援を強力かつ効率的に推進します。

<背景／課題>

- ・森林の有する多面的機能の発揮に向けた適切な森林整備・保全や木材利用の推進といった課題に対応するため、森林所有者や地域における高度かつ多様な技術・知識の導入
- ・活用が必要となっており、これを支援する林業普及指導員が、全国の都道府県に約 1 , 4 0 0 人（平成 2 3 年 4 月現在）設置されています。
- ・平成 2 2 年 1 1 月の事業仕分けにおいて、普及指導の重要性については認められるが国の支出のあり方に問題がある等の指摘を受けたことを契機に、農林水産省として普及事業のあり方を検討し、平成 2 3 年 8 月に見直し結果をまとめました。これを踏まえ、以下の新たな方策等により普及事業の強化を図ります。

- ① 先進的な取組を行う林業関係者への相談・支援体制の強化
- ② 普及と研究・教育・行政の連携強化
- ③ 普及事業の規模等を反映する林業普及指導事業交付金の算出・配分方式を導入。

政策目標

森林所有者や林業事業体の経営力や技能等の向上を図ります。

<内容>

森林所有者等への林業に関する技術や知識の普及・指導を行う普及事業の推進

林業普及指導事業は、森林法に基づき、国と都道府県が協同して実施しています。

国が都道府県に対して交付金を交付し、都道府県が技術の専門家である林業普及指導員を設置して、森林所有者等への技術・経営指導体制の確保を図ります。

本事業により、森林・林業再生プランの推進等に係る普及指導員の活動を重点的に進めます。

<交付率>

定 額

<交付先>

都道府県

[担当課：林野庁研究・保全課]